

青森県報

第三千四百十三号

平成二十三年
七月十五日
(金曜日)

告 示

青森県告示第六百十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年三月二十九日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成二十三年七月五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで風間浦村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一六番二から七七番一に隣接する国道二

七九号の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第

十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線

及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一六三〇二六・七三七

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………（漁港漁場整備備課）…一

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………（障害福祉課）…二
都市計画公聴会の開催……………（都市計画課）…二

建設業者の許可の取消し……………（東青地局）…四

右 同……………（同）…四

右 同……………（同）…四

右 同……………（下北地局）…五

議 会

公印の作成及び廃止……………（総務課）…五

人事委員会

人事委員会規則一四・一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……………（管理課）…五

公安委員会

警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）の実施……………（生活安全課）…六

警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）の実施……………（同）…八

の地点	Y座標	プラス	二二七八四・七六〇
の地点	X座標	プラス	一六三〇二一・〇五七
の地点	Y座標	プラス	二二七九五・二〇三
の地点	X座標	プラス	一六三二一〇六・五六四
の地点	Y座標	プラス	二二八四二・一七三
の地点	X座標	プラス	一六三一〇・二二〇
の地点	Y座標	プラス	二二八三五・四三〇
の地点	X座標	プラス	一六三二三八・六〇三
の地点	Y座標	プラス	二二八五〇・八一九
の地点	X座標	プラス	一六三一五・四二三
の地点	Y座標	プラス	二二八九三・五七三
の地点	X座標	プラス	一六二九五九・五八〇
の地点	Y座標	プラス	二二八〇九・〇九一
の地点	X座標	プラス	一六二九六七・二八八
の地点	Y座標	プラス	二二七九四・〇五四
の地点	X座標	プラス	一六二九八一・六二六
の地点	Y座標	プラス	二二七六六・五五六
の地点	X座標	プラス	一六三〇〇九・九一二
の地点	Y座標	プラス	二二七七七・二二〇
の地点	X座標	プラス	一六三〇〇九・四三八
の地点	Y座標	プラス	二二七七八・三二八

3 面積

八、〇二六・八七平方メートル

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称 △特別養護老人ホ 瑞光園	所 在 地	種 類	交付年月日
一	八戸市大字大久保字大山三二一	保健・福 祉施設	平成三・七

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十三年八月十二日 午後一時から

二 開催の場所

弘前市役所二階大会議室 弘前市大字上白銀町一の一

三 案件

弘前広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十三年八月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立つた都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課

2 閲覧期間

平成二十三年七月二十六日から同年八月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

(弘前市) 平成二十三年八月十二日 午後一時から

(平川市) 平成二十三年八月十二日 午前十時から

二 開催の場所

(弘前市) 弘前市役所 弘前市大字上白銀町一の一

(平川市) 平賀農村環境改善センター多目的ホール 平川市新館野木和一の一

三 案件

弘前広域都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市及び平川市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十三年八月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

弘前市都市整備部都市計画課 弘前市大字上白銀町一の一

平川市建設部都市計画課 平川市猿賀南田一五の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 除かれる土地の区域

市街化調整区域から除かれる土地の区域

弘前市大字樋の口一丁目、二丁目、大字自由ヶ丘二丁目、二丁目、大字若葉二丁目、大字大開三丁目、四丁目、平川市小和森上松岡及び小和森中松岡

2 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域

弘前市大字樋の口一丁目、二丁目、大字自由ヶ丘二丁目、二丁目、大字若葉二丁目、大字大開三丁目、四丁目、平川市小和森上松岡及び小和森中松岡

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課、平川市建設部都市計画課

2 閲覧期間

平成二十三年七月二十六日から同年八月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成和産業株式会社

二 代表者の氏名 中村 敏

三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字桐ノ沢一三六の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第九九九五号

五 取消年月日 平成二十三年六月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年五月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 菊池溶接

二 氏名 菊池 克彦

三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田三丁目三〇の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇五〇六号

五 取消年月日 平成二十三年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年五月五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社マルシメ奥谷土建

二 代表者の氏名 奥谷 孝男

三 主たる営業所の所在地 青森市大字奥内字宮田三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一一三四五号

五 取消年月日 平成二十三年七月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野崎建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 野崎 徳子
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字奥戸字向町八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二）第六八五号
- 五 取消年月日 平成二十三年六月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管、造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年四月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

議 会

青森県議会告示第四号

平成二十三年七月六日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成二十三年七月七日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県議会議務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）第十一条第二項の規定により告示する。

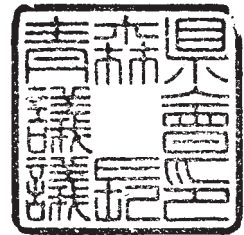
平成二十三年七月十五日

青森県議会議長 高 樋 憲

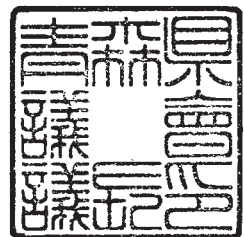
公印の名称及び印影

公印の名称及び印影

青森県議会
議長印



青森県議会
議長印



人 事 委 員 会

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

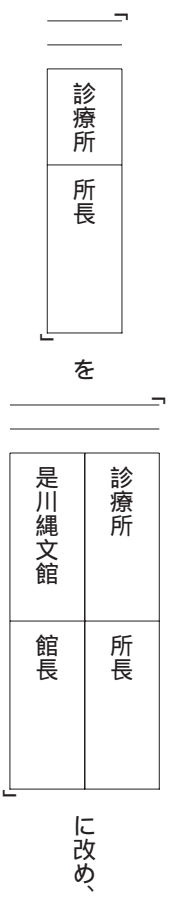
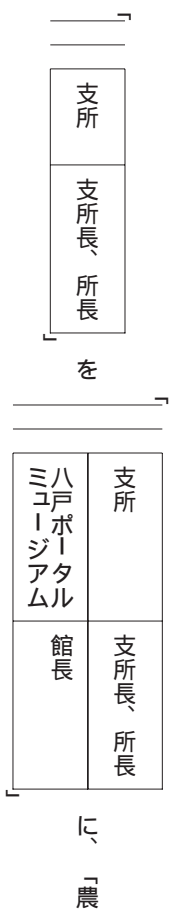
平成二十三年七月十五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

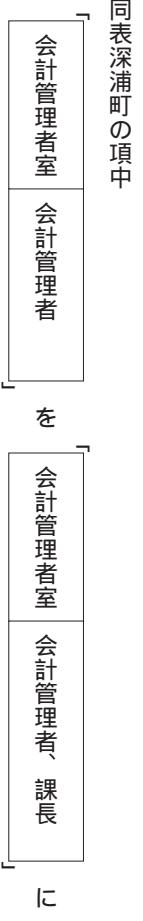
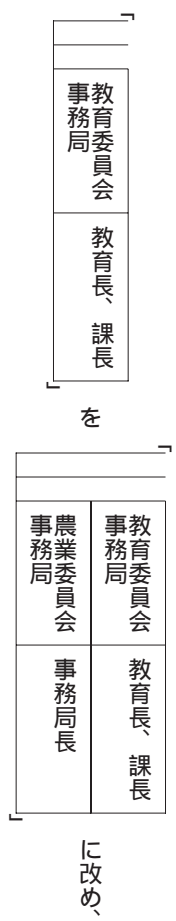
人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

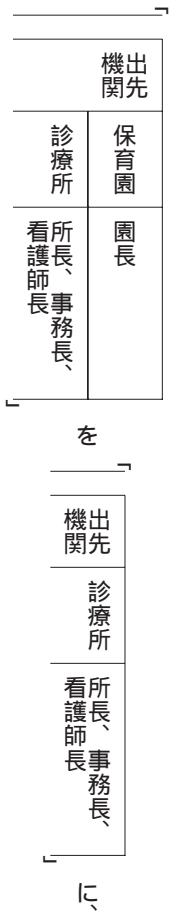
別表第一青森市の項中「除く。」の下に「副参事（庁舎管理、予算担当）」を加え、「教育環境推進監」及び「主査（人事担当）」を削り、同表弘前市の項中「局長」の下に「理事」を加え、「除く。」、課長補佐（法規、予算、人事、庁中取締り担当）、総括主幹（事務管理担当）を「除く。」、検査室長、課長補佐（法規、予算、人事、事務管理、庁中取締り担当）に、「庁舎係長、主査」を、「庁舎係長、主査」を「庁舎係長、総括主査（事務管理担当）、主査（法規、秘書）」に、「勤務条件、事務管理担当」を「勤務条件担当」に改め、同表八戸市の項中「（国体室に置くものを除く。）」及び「主幹（人事、職員団体担当）」を削り、「会計管理者、室長」の下に「次長」を加え、



同表黒石市の項中「室長」及び「室長補佐」を削り、同表五所川原市の項中「主査（法規担当）」を削り、同表十和田市の項中「総括参事」を削り、同表三沢市の項中「商業活性化推進監」を削り、同表むつ市の項中「防災調整監」を削り、「政策推進監」の下に「保健福祉推進監」を加え、「予算、庁舎管理担当」、主任主査（法規、「担当」、主幹（秘書、予算、庁舎管理担当）、主任主査）に改め、同表平川市の項中「秘書、人事」を「庁舎管理、秘書」に改め、「主査（法規担当）」を削り、同表平内町の項中「人事、予算担当」、総務課副指導監（庁舎管理）を「予算、庁舎管理担当」、総務課課長補佐（人事）に改め、同表蓬田村の項中



同表深浦町の項中「課長、総務課課長補佐」を「課長、企画財政課課長補佐」を「課長、企画財政課課長補佐」に改め、同表野辺地町の項中「課長、総務課課長補佐」を「課長、企画財政課課長補佐」に改め、「予算担当」、総務課課長補佐」に改め、「企画財政課総括主幹（予算担当）」を削り、同表横浜町の項中「総務課推進監」を削り、同表六ヶ所村の項中「総務課総括課長補佐」の下に「財政課総括課長補佐」を加え、同表田子町の項中「課長、総務グループリーダー」を「課長、たつこにんにく振興室長、総務グループリーダー」に、



改め、同表南部町の項中「看護師長」を削り、同表一部事務組合下北医療センターの項中「課長」の下に「病院機能評価受審準備室長」を加え、「副院長、総看護師長」を「副院長、技師長、総看護師長」に改め、同表八戸地域広域市町村圏事務組合の項中「やくら荘園長」を削り、同表下北地域広域行政事務組合の項中「総務課総括主幹」を「総務課総括主幹（人事）」に、「課長補佐（人事）」を「課長補佐」に改め、同表北部上北広域事務組合の項中「管理課長」を「事務次長、総務企画グループリーダー」に改め、同表備考第一号中「及び収入役」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十一号

警備法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十三年九月五日(月)から同年九月十四日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二十八人(予定)

五 受講対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十二條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十三年八月八日(月)から同年八月十二日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二一・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対

- し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一―内線三〇四五

- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十三年九月八日（木）から同年九月十四日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三人（予定）

五 受講対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、か

つ、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- 3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

- 1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間
平成二十三年八月九日（火）から同年八月十二日（金）までの間

(二) 受付時間
午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

- 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

- 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

（一）五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

（二）五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

（三）五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

（四）五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

（五）五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前十一時十五分から午前十一時四十五分までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭